

移住定住促進住宅（単身棟・世帯棟） 入居の手引き

上野々住宅



西和賀町 企画財政課

《目次》

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
入居までの手続き・・・・・・・・・・	P 2
1 入居の決定	
2 入居手続きに必要な書類	
3 入居手続き	
入居・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
1 鍵の引き渡し・暗証番号の設定	
2 住宅内点検	
入居されてからの注意事項・・・・・・・・	P 5
1 入居者の守る義務	
2 禁止事項	
3 入居後の変更手続き等	
4 そのほかの届出事項	
移住定住促進住宅について・・・・・・・・	P 7
1 入居後の日常生活	
2 入居住宅の取り扱い	
3 家賃	
4 敷金	
5 費用負担義務	
6 修繕費の負担	
7 住宅の明渡し	
退去・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
1 退去に必要な手続き	
2 明け渡し時の検査	
3 退去後の修繕	
4 修繕後の支払い	
様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12

【お問い合わせ先】

西和賀企画財政課 TEL：0197-82-3284（直通）

はじめに

移住定住促進住宅（単身棟・世帯棟）上野々住宅は、人口減少を抑え地域の活性化を図るため、民間活力（民間事業者）により建設された建物を町が借り上げて、入居を希望する方へ提供する住宅です。

今から入居される方に快適な生活を過ごしていただくために、または将来、この住宅に入居を希望する方がいたときのためにも、適切に維持管理をしていく必要があります。

移住定住促進住宅（単身棟・世帯棟）上野々住宅での生活は共同生活です。入居者の皆さんがお互いにゆずりあい、理解しあい、助け合って、健康で明るい快適な生活ができるよう努めましょう。これからの生活を楽しく送るために、この「移住定住促進住宅入居（単身棟・世帯棟）上野々住宅の手引き」を作成しました。移住定住促進住宅での新しい生活に役立てていただければ幸いです。

入居までの手続き

移住定住促進住宅（単身棟・世帯棟）上野々住宅の入居を希望する方は、西和賀町移住定住促進住宅条例・同施行規則の規定に基づき、以下の手続きを行ってからの入居となります。町担当者の指示に従い、速やかな手続きをお願いします。

1. 入居の決定

入居者選考を実施し、入居を決定された場合は、「移住定住促進住宅入居決定通知書（様式第2号）」を発行します。通知書を受け取ったら、下記の必要書類をそろえて企画財政課あて提出してください。

2. 入居手続きに必要な書類

- ①移住定住促進住宅賃貸借契約書（様式第3号）※連帯保証人の連署が必要です
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③連帯保証人の所得を証明する書類
- ④連帯保証人の納税証明書

【連帯保証人の要件】

- ・独立の生計を営んでいること。
- ・本人と同等かそれ以上の所得があること。

3. 入居手続き

入居手続きに必要な書類等の提出が確認できたら、「移住定住促進住宅入居可能通知書（様式第4号）」をお送りします。この通知書に記載の入居可能日から15日以内に入居してください。なお、この入居可能日から家賃が発生します。

また併せて下記の手続きをしてください。

- ①世帯全員が記載された住民票謄本の提出
- ②敷金の納付（家賃の3ヵ月分）

※単身棟 105,000 円、世帯棟 2LDK210,000 円、世帯棟 3LDK255,000 円

- ③水道等の手続き

上下水道…使用申請書を入居可能通知書に同封しますので、入居日の1週間前まで役場建設水道課（☎0197-82-3288）へ提出ください。

電 気…東北電力（☎0120-066-774）へ開始手続きをしてください。住所は入居許可通知書に記載されています。

ガス…ガス業者へ申し込みしてください。

(単身棟)

- ・(株) J A グリーンサービス花巻 L P G センター西和賀 0197-85-3332
- ・山本鉄工所 0197-82-2502

(世帯棟)

- ・カメイ(株)横手営業所 0182-32-7724

地域情報通信基盤施設（告知端末と IP 電話）…利用する場合は、役場町民課（☎

0197-85-2111）へ利用申請書を提出ください。入居と共に利用開始する場合は、企画財政課でお預かりします。地域情報通信基盤施設は年額 3,600 円の利用料がかかり、支払いは年度末の 3 月です。

またインターネットは、地域情報通信基盤施設の申込みをしないと接続出来ませんので、利用したい場合は申請書を忘れずに提出ください。

④口座引落しの申込

家賃や上下水道料を口座引落としにする場合は、入居可能通知書に同封する「西和賀町公金口座振替申込書（様式第 1 号）」を指定金融機関（北上信用金庫、花巻農協、ゆうちょ銀行、岩手銀行、北日本銀行のいずれか一つ）に提出してください。提出日にもよりますが、概ね次月から引き落としが発生し、引落日は毎月 25 日となります。**支払い忘れを防ぐためにも、口座引き落としをお勧めします。**

振替申込書を提出しない場合は、毎月 10 日頃まで納入通知書を郵送します。

入居

入居までの手続きが終わりましたら、入居となります。

1. 鍵の引き渡し・暗証番号の設定

(単身棟)

鍵を交付します。鍵は入居者へ差し上げるものではなく、住宅と共にお貸しするものですので、紛失された方は入居者の負担により錠前（シリンダー）を取替えていただくことになりますので、鍵の保管には特にご注意ください。

(世帯棟)

暗証番号設定の手順書を交付し、ご自身で暗証番号を設定していただきます。暗証番号を複数回間違えて入力するとロックがかかり、約 30 秒入力ができなくなりますのでご注意ください。

2. 住宅内点検

入居日当日は、町担当者と入居者で住宅内の点検をします。もし異常があったり、故障があったりした場合は点検記録を残し、入居者の退去時に負担が無いようにします。退去時に、点検記録に記載が無い場合は「入居する前から破損していた」等と申し出られても、全て入居者の負担で修繕いただくことになります。

また、入居後 1 ヶ月間に発生した不具合については、町が修繕しますので企画財政課（0197-82-3284）まで連絡してください。

入居されてからの注意事項

次の事項は、西和賀町移住定住促進住宅条例や同施行規則により、禁止や義務付けが規定されています。皆さんが移住定住促進住宅で生活を送るために必ず守っていただく大切な事項です。もし条例や規則に違反したり、町の指示に従わなかったときは、入居決定を取り消したり、明け渡し請求（退去）、または損害賠償をしていただくことになりますので、特にご注意ください。

1. 入居者の守る義務（賃貸借契約書第8条に記載されています）

- ①住宅を使用するにあたって、必要な注意を払い正常な状態を維持してください。
- ②住宅を、他者へ貸したり入居の権利を譲渡してはいけません。
- ③住宅を、自らの居住以外の用途に使用してはいけません。
- ④内装変更等の模様替え、増築をしてはいけません。
- ⑤入居後、15日間以上使用しない場合は、町に届出が必要です。

2. 禁止事項（賃貸借契約書第9条に記載されています）

- ①騒音等を出し、周辺の住民に迷惑をかけること。
- ②犬や猫等の動物を飼育すること。ただし身体障害者補助犬等、町長の承認を得た場合は認めます。
- ③暴力的な行為により、他人に不安を感じさせること。
- ④駐車場を第三者にまた貸し、または使用する権利を譲渡すること。
- ⑤駐車場内に引火性、発火性の物品など他の入居者の駐車に影響を及ぼす物品を持ち込むこと。
- ⑥駐車場やカーポートの形状を変えたり、工作物を設置すること。
- ⑦そのほか、住宅管理上支障がある行為をすること。

3. 入居後の変更手続き等

入居後の日常生活の中で起きた次のようなことについては、企画財政課へ申し出て手続きをし、必ず町の承認を受けてください。

- ①世帯員の異動（出生・転入・転出・死亡等）

婚姻や出生等により、入居時に承認された以外の人を同居させようとするときは移住定住促進住宅入居者異動届（様式第6号）に、同居しようとする者の住民票の写しを添付してください。

②入居者の異動による入居承継

入居者（名義人）の死亡、または退去により、同居していた人が引き続き居住を希望するときは、移住定住促進住宅入居承継承認申請書（様式第 11 号）に、入居者が死亡または退去したことがわかる書類（除籍謄本など）、承継後の同居者の住民票及び所得を証明する書類を添付し、承認申請する必要があります。

町から承認された場合、新たに連帯保証人を選び「移住定住促進住宅賃貸借契約書（様式第 3 号）」を提出し直す必要があります。

③新たに自動車を購入

入居者が普通乗用車を新たに購入する際、警察署に「保管場所使用承諾証明書」の提出が必要となります（岩手県警察 HP からダウンロードできます）。移住定住促進住宅の駐車場使用承諾を町から得る必要があるため、こちらの書類の提出が必要です。

警察署に提出する「保管場所使用承諾証明書」に、町が証明書欄へ記入、押印し承諾しますので、「保管場所使用承諾証明書」が必要となる 3 日前までに提出ください。なお、当日発行は出来ませんのでご了承ください。また、住宅各戸に割り当てられた以上の車両は保有できませんのでご承知お願いします。

4. そのほかの届出事項

下記については、全て企画財政課へ提出してください。

①連帯保証人の変更

連帯保証人が死亡したとき、規定する要件を欠いたときは、連帯保証人の変更が必要です。移住定住促進住宅連帯保証人変更届（様式第 5 号）、新たな連帯保証人が連署する「移住定住促進住宅賃貸借契約書（様式第 3 号）」を提出してください。その際は、新たな連帯保証人の印鑑登録証明書、所得を証明する書類、納税証明書が必要です。

②長期の不在

入居者が移住定住促進住宅を 15 日以上使用しない（住宅を空ける）ときは、移住定住促進住宅不在届（様式第 13 号）を提出してください。

移住定住促進住宅について

1. 入居後の日常生活

- ①上野々地区行政連絡員へ挨拶に行き、地域会費の納め方等を聞いてください。
- ②同じ住宅内、近所の住民とは、お互いに気持ちの良い挨拶を交わしましょう。
- ③住宅を適正に維持するため、住宅と住宅周りの管理は入居者が行うこととし、常に通風、採光を心がけ、整理整頓を行ってください。
- ④共有スペース（ピロティやガスボンベ室など）は常に清潔を保ち、お互いに協力し合って清掃に努めましょう。
- ⑤玄関前の除雪は入居者同士で行い、寄せた雪は生活に支障のない場所へ置いてください。積雪状況を見て管理業者が排雪をします。
- ⑤ごみ置き場は地区内にあります。ごみの種類や出す日はごみカレンダーで確認して、適切に行ってください。

2. 入居住宅の取り扱い

- ①住宅内の壁や柱に落書きしたり、釘を打ったり、穴をあけたりすることはできません。たばこを吸って臭いが残ったり、壁紙が変色した場合は、退去時に入居者負担で張り替えていただきます。
- ②窓ガラスを不注意等で割った場合は交換修繕をお願いすることになりますので、丁寧に扱ってください。また、ガラス表面にフィルムやシール等を貼らないようにしてください。
- ③流し台、洗濯場、風呂場など、水まわり設備の掃除や点検はこまめに行い、常に流れを良くしましょう。また冬期間に長期不在とする場合は、必ず水抜きをしてください。凍結による水道管破裂は入居者負担で修繕していただきます。
- ④水洗便所は、トイレトーパー以外は絶対に流さないでください。不注意で故障または詰まらせたときは入居者負担で修繕していただきます。
- ⑤テレビ等の音量は適量にして、近隣に迷惑をかけないよう心がけましょう。
- ⑥ガス、電気等の使用については、点検を行い火災予防に十分注意しましょう。

3. 家賃（賃貸借契約書第4条）

- ①移住定住促進住宅の家賃（月額）は次のとおりです。
・ 単身棟 35,000 円 ・ 世帯棟 2LDK70,000 円 世帯棟 3LDK85,000 円
- ②家賃は毎月 25 日まで納入してください。口座引き落としを希望される場合は、金融機関で手続きをしてください。口座引き落としは毎月 25 日、休日の場合は次の平日になります。残高不足で引き落とせなかった場合は、後日督促状とともに納

入通知書を送付しますので、そちらでお支払いください。

③家賃を3ヶ月以上滞納された場合は、連帯保証人に家賃を請求するとともに住宅明け渡しの対象とします。また悪質な滞納者については、法的措置（調停や裁判）により強制執行を行うことになります。

4. 敷金（賃貸借契約書第5条）

敷金は家賃の3ヶ月分です。入居の際に納入していただき、退去されるときはルームクリーニングや修繕等の入居者負担分の支払いを確認のうえ、敷金還付通知書（様式第16号）によりお返しします。未納の家賃等がある場合は、敷金と相殺してお返しすることもあります。

5. 費用負担義務（賃貸借契約書第7条）

入居者は次に掲げる費用を負担するものとします。

- ①電気、ガス、水道、下水道及び地域情報通信基盤施設の使用料
- ②ごみの処理に要する費用（町指定のごみ袋を購入してください）
- ③その他地域諸会費等

6. 修繕費の負担（賃貸借契約書第6条）

住宅の修繕は、町または住宅の所有者（民間事業者）負担で行うものと、入居者負担で行うものとがあります。その区分は概ね次のとおりです。

①町または民間事業者の負担で行うもの

- ・基礎、柱、壁、床、屋根、その他構造上重要な部分の修繕及び工事
- ・建築付帯設備（給排水設備、電気設備等）の経年劣化による取替え
- ・共同部分（ピロティ等）の修繕
- ・地震や台風等、災害時の破損修繕
- ・入居後1ヶ月以内に発生した不具合
- ・その他入居者の責任によらない不具合等の修繕

※修繕が必要な場合は、企画財政課へ申し出てください。業者が確認した結果、入居者の不注意で修繕が必要となったと判断されたときは入居者負担となります。

②入居者の負担で行うもの

- ・ドア、ガラス、給水栓（蛇口）、点滅器（スイッチ）その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕
- ・建築付帯設備（給排水設備、電気設備等）の小修繕（パッキンの取替え、緩み締め直し、電池交換等）
- ・各戸電球の取替え

・その他入居者の不注意によるもの（破損、紛失、凍結、詰まり等）
※紛失した場合は、企画財政課へ申し出てください。その他の修繕は、単身棟は住宅建設事業者へ、世帯棟は企画財政課へ連絡し入居者負担で直してください。

◎**単身棟の修繕等** (株)千葉匠建設 0197-73-5806

◎**世帯棟の修繕等** 西和賀町企画財政課 0197-82-3284

※企画財政課から建設事業者（積水ハウス(株)）へ連絡した後の修繕となります。

7. 住宅の明渡し（賃貸借契約書第 11 条）

下記に該当する場合は住宅の明渡しをすることになりますので、十分注意してください。

- ①不正な行為によって入居したとき
- ②家賃を 3 ヶ月以上滞納したとき
- ③住宅を故意に毀損したとき
- ④正当な事由によらないで 15 日以上住宅を使用しないとき
- ⑤賃貸借契約書第 8 条に定める入居者の保管義務に違反したとき
- ⑥入居者または同居者が暴力団員であることが判明したとき
- ⑦賃貸借契約書第 9 条に定める禁止行為を犯し、町が指導を行っても改善が見られないとき

退去

退去する場合、下記の手続きが必要ですので、退去される **30 日前まで** 企画財政課へ連絡してください。

1. 退去に必要な手続き

①退去の届出

移住定住促進住宅退去届（様式第 14 号）を、退去予定日の **5 日前まで** に企画財政課へ提出してください。また修繕の確認のための立会いが必要であり、その日程を決めるため、直接企画財政課へ提出にお越してください。なお、住宅を明け渡す日まで家賃が発生します。

②水道使用中止の届出

役場建設水道課へ中止の連絡と中止届を提出してください。

③地域情報通信基盤施設利用解除の届出

役場町民課へ利用解除の連絡と届出書を提出してください。ＩＰ電話等の機器はそのまま住宅に残してください。

※その他、電気、ガス、インターネット等の解約手続きはご自身で手配ください。

④敷金の還付

P 8 の「4. 敷金」を参照ください。

2. 明け渡し時の検査

荷物を全て住宅から出した状態で検査をします。入居者、町担当者、修繕業者が修繕を必要とする箇所の確認をし、負担箇所の区別をします。単身棟の入居者は、検査が終わりましたら鍵を返却ください。

3. 退去後の修繕

修繕業者から見積もりが提出された後、町負担と入居者負担に分け、入居者へ通知します。退去後に入居者が負担するものは次のとおりで、これらを通知し内容の確認が終わりましたら修繕に入ります。修繕期間は概ね 1 ヶ月程度です。

- ・汚損、破損の修復
- ・鍵の取替え（単身棟入居者が鍵を紛失した場合のみ）

4. 修繕後の支払い

修繕が完了しましたら、町担当者から修繕後の写真と共に修繕業者から発送された請求書を入居者宛送付しますので、**1週間以内**にお支払いください。修繕業者へ直接支払いになります。振込み、直接支払いのどちらでもかまいませんが、振込手数料はご自身の負担となります。

修繕業者から町に、入居者からの支払いがあった旨の連絡が入り次第、敷金還付の手続きに入ります。敷金は 30 日以内に還付します。

様式集

様式第3号（第5条関係）

移住定住促進住宅賃貸借契約書

西和賀町長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは西和賀町移住定住促進住宅（以下「住宅」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約する。

（履行義務）

第1条 甲及び乙は、甲の定める西和賀町移住定住促進住宅条例（以下「条例」という。）及び西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則（以下「規則」という。）に従い、誠実にこの契約を履行するものとする。

（住宅の表示）

第2条 住宅の名称、家賃及び敷金は次のとおりとする。

- （1） 住宅の名称 移住定住促進住宅 棟 号
- （2） 家賃 月 円
- （3） 敷金 家賃月額の3か月分

（契約期間）

第3条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの2年とする。ただし、契約期間満了1月前までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、契約満了の翌日から更に2年契約は更新されたものとし、毎契約期間の更新はこの方法によるものとする。

（家賃）

第4条 乙は、家賃を甲の請求に基づき毎月25日（25日が西和賀町の休日を定める条例に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）までにその月分を納入するものとする。ただし、月の途中で退去した場合、又は入居した場合は、町長が指定する日までに、日割計算したその月分を納入するものとする。

（敷金）

第5条 乙は、甲の発行する納入通知書により3月分の家賃に相当する金額を甲の指定する日までに納入しなければならない。

- 2 前項の敷金は、乙が住宅を退去したとき、無利息でこれを還付する。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行があったときは、敷金のうちからこれを控除する。

（修繕及び費用負担）

第6条 住宅の構造上重要でない部分の修繕については、乙が実施し、その費用を負担するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき理由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、乙は民間事業者等の指示に従い修繕し、その費用を負担するも

のとする。

(入居者の費用負担義務)

第7条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道、下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) ドア、ガラス、給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (4) その他町長が定める費用

(入居者の保管義務)

第8条 乙は、住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 乙は、住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 乙は、住宅を居住の用途以外に使用してはならない。

4 乙は、住宅を内装の変更等の模様替え、又は増築してはならない。

5 乙は、住宅を引き続き15日以上使用しないときは、甲に届け出なければならない。

(禁止行為)

第9条 乙は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 騒音等を出し、周辺の住民に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 犬・猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 暴力的な行為をし、他人に不安を感じさせること。
- (4) 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用权を他の者に譲渡すること。
- (5) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。
- (6) 駐車場及びカーポートの形状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- (7) 前各号に類似した行為や、住宅管理上支障がある行為をすること。

(退去の届出等)

第10条 乙は、住宅を明け渡そうとするときは、30日前までに甲に届け出て、甲の指定する者の検査を受けるものとする。

2 乙は、住宅を明け渡す場合、通常の使用により生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

(明渡し請求等)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対して入居決定の取消し、又は住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正な行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
- (3) 住宅を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上使用しないとき。
- (5) 第8条に規定する入居者の保管義務に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 第9条に規定する禁止行為に抵触し、甲が指導を行っても改善がみられないとき。

2 乙は、前項の規定に基づき住宅の明渡し請求を受けたときは、原状回復し、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において乙は、明渡し請求の日の翌日から明渡しを行う日までの家賃の2倍に相当する額以下の賠償金を納付しなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 甲は、駐車場及び共有スペースにおける乙の所有する物品等の盗難及び損傷その他の乙の責めに帰すべき理由により、乙が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、入居者とともに連帯責任を有することを承認し、入居者の一切の行為に基づく負担を、家賃18か月分を限度とし支弁しなければならない。

(補則)

第14条 この契約書に定めのない事項については、条例及び規則に基づき、甲乙協議して定める。

この契約を締結した証しとして、本書3通を作成し、甲乙及び連帯保証人が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 西和賀町長 印

乙 住所 氏名 印

連帯保証人 住所 氏名 印

様式第 5 号（第 6 条関係）

移住定住促進住宅連帯保証人変更届

年 月 日

西和賀町長 様

住所
氏名

連帯保証人を変更したいので、西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

住 宅 の 名 称		移住定住促進住宅 棟 号		
保 証 人 現 連 帯	住 所			
	氏 名			
新 連 帯 保 証 人	住 所		電 話	()
	氏 名		入 居 者 と の 関 係	
	勤 務 先	(会社名) (所在市町村)		
変 更 の 理 由				

様式第 6 号（第 7 条関係）

移住定住促進住宅入居者異動届

年 月 日

西和賀町長 様

住宅名称 移住定住促進住宅 棟 号
氏 名

同居者に異動があったので、西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

異動者氏名	続柄	年齢	勤務先 (会社名、所在市町村)	異動事由	異動年月日

備考 異動した事実がわかる住民票の写し等を添付してください。

様式第 11 号（第 9 条関係）

移住定住促進住宅入居承継承認申請書

年 月 日

西和賀町長 様

住宅名称 移住定住促進住宅 棟 号
氏 名

移住定住促進住宅の入居承継の承認を受けたいので、西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

現 入 居 者 の 氏 名					
承 継 予 定 者 の 氏 名					
承 継 理 由					
上 記 事 実 の 発 生 年 月 日		年 月 日			
承継 後の 入居 者	氏 名	続柄	年齢	職業	勤務先 (会社名、所在市町村)

※添付書類

- (1) 承継の理由となるべき事実がわかる書類（現入居者の死亡又は退去を証する書類）
- (2) 承継後の入居者の住民票及び所得を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 13 号（第 10 条関係）

移住定住促進住宅不在届

年 月 日

西和賀町長 様

住宅名称 移住定住促進住宅 棟
号
氏 名

私が入居している住宅を次のとおり使用しないので、西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、不在であっても移住定住促進住宅家賃その他入居に要する経費についての支払については、引き続き責任を負います。

不 在 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
不 在 時 の 連 絡 先	住 所 電 話 ()

様式第 14 号（第 11 条関係）

移住定住促進住宅退去届

年 月 日

西和賀町長 様

住宅名称 移住定住促進住宅 棟
号
氏 名

移住定住促進住宅を明け渡しますので、西和賀町移住定住促進住宅条例施行規則第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

明渡しをする日	年 月 日
転居後連絡先	住 所 電 話 ()
家賃の納付状況	年 月分まで納付済み
未納の家賃の額	年 月分～ 年 月分 合計 円

移住定住促進住宅退居時検査調書（※役場使用欄）

室 内 の 状 況	
入居者の責めによる損傷	無・有（箇所等）
損 害 賠 償 金	円
特 記 事 項	
家 賃 の 納 付 状 況	
検 査 年 月 日	年 月 日 検査者